

尾張藩領外の鷹場と開発

——遠州御鷹浜を事例として——

山崎久登

はじめに

一 遠州御鷹浜について

(一) 御鷹浜の概要

(二) 御鷹浜の起源と利用

二 万延元年における調査と鷹場の境界

(一) 廣瀬野・御鷹浜の巡見

(二) 鷹場の開発問題

(三) 境杭の構築と領主

三 文久年間における鷹部屋再興

(一) 鷹部屋の概要と協議の展開

(二) 鷹部屋再興の問題点

おわりに

はじめに

本稿は、尾張藩が藩領外に有した鷹場「遠州御鷹浜」について分析し、開発と鷹場支配がどのように関わっているのかを明らかにしようとするものである。

鷹場についての一九八〇年代以降の研究史は、①政治的編成、②鷹場制度、③鷹場と環境、という三つの大枠に分けることができる。①は、主に江戸周辺の地域編成の視点から行われてきたものである。所領支配が錯そうする同地域を、幕府がどのように支配しようとしたのか、ということが主たる課題であった。^①②は、鷹場が鷹狩の場であることを等閑視している^②と批判し、鷹狩それ自体を中心に据えて、政治史的・社会的に生きた装置として明らかにしていこうとするものである。^③③は、人間と自然の関係史として鷹狩や鷹の制度を明らかにした研究で、近年では鷹場環境を構成する個々の条件(環境因子)について、政治・制度・生活・文化・空間など

の視点から検討している。⁽³⁾

こうした研究史の流れの中で、筆者は、「生活者としての民衆」の立場から鷹場を捉えなおし、また個別領主権の視点を導入して鷹場制度の新たな性格を明らかにすることを試みた。⁽⁴⁾ また、前稿では尾張藩が藩領外に有した鷹場―廣瀬野を事例とし、開発を目論む地域の側から尾張藩主が「鷹場領主」⁽⁵⁾へと仕立てあげられていく状況を明らかにした。⁽⁶⁾

しかし、前稿では鷹場領主論を展開することに終始し、尾張藩が所領外にある鷹場をどのように認識していたのか、という分析が欠けていた。より具体的に言えば、①尾張藩が所領外にある鷹場および関連施設をどのように認識していたのか、②尾張藩が鷹場内の知行権をどのように認識していたのかという点について明らかにする必要があった。

そこで、本稿では、尾張藩領外に展開していた鷹場を、藩はどのように認識していたのか、幕末期における遠州御鷹浜を事例として見ていきたい。

この御鷹浜については、自治体史などで絵図が掲載されているものの、御鷹浜そのものの検討は行われていない。⁽⁷⁾ まず、一で御鷹浜の概要を明らかにした上で、二で万延元年に尾張藩が御鷹浜を調査し、境杭を建てていく過程を検討する。さらに三では鷹部屋を再興する一件を分析し、尾張藩が御鷹浜をどのように認識していたのかを見ていきたい。

本稿では、主として徳川林政史研究所所蔵の御鷹浜関係史料を用いる。⁽⁸⁾ また、名古屋市蓬左文庫所蔵の絵図⁽⁹⁾も適宜参照していくこととする。

一 遠州御鷹浜について

(一) 御鷹浜の概要

①御鷹浜の位置

尾張藩の御鷹浜は、現在の静岡県磐田市と浜松市のそれぞれ南部、天竜川を挟んで東西に位置していた。浜に含まれる村名は時代により変化がある。寛政期の記録によれば、東は中嶋村(現静岡県磐田市竜洋中島)から西は田尻村(現同浜松市南区田尻町)でおよそ三里余の長さであった。磯から芝間・松原まで二―五町余あった⁽¹⁰⁾。

この御鷹浜の全体像を示したのが図1「御鷹浜図」である。絵図が作成された年代は分からない。

本絵図には、御鷹浜の構成要素が端的に示されている。中嶋村側には福田湊があり、田尻湊との間の浜が御鷹浜と言われる空間であったことが分かる。また、海面から村までの距離は五―六町余あったとされ、砂浜部分と芝方の間には線が引かれている。村の間には砂防のためと思われる樹木も描きこまれている。このように御鷹浜とは地付の村から浜辺までの空間を指していると考えられ、その中には砂防林や芝地も含むものであった。ただし、どこまでが御鷹浜の範囲に入るかとなると難しい問題もあった。万延元年(一八六〇)七月に用人の渡辺半十郎⁽¹¹⁾から鷹匠頭に下げ渡された「書取」の中では、次のように記される。御鷹浜を拝領した頃は汐除囲が村の地先にあったが、以後、土地が開発されていき、汐除囲も何重にも築かれていった。そのため、現在は「浜寄之松生今南浜手之地所」が御鷹

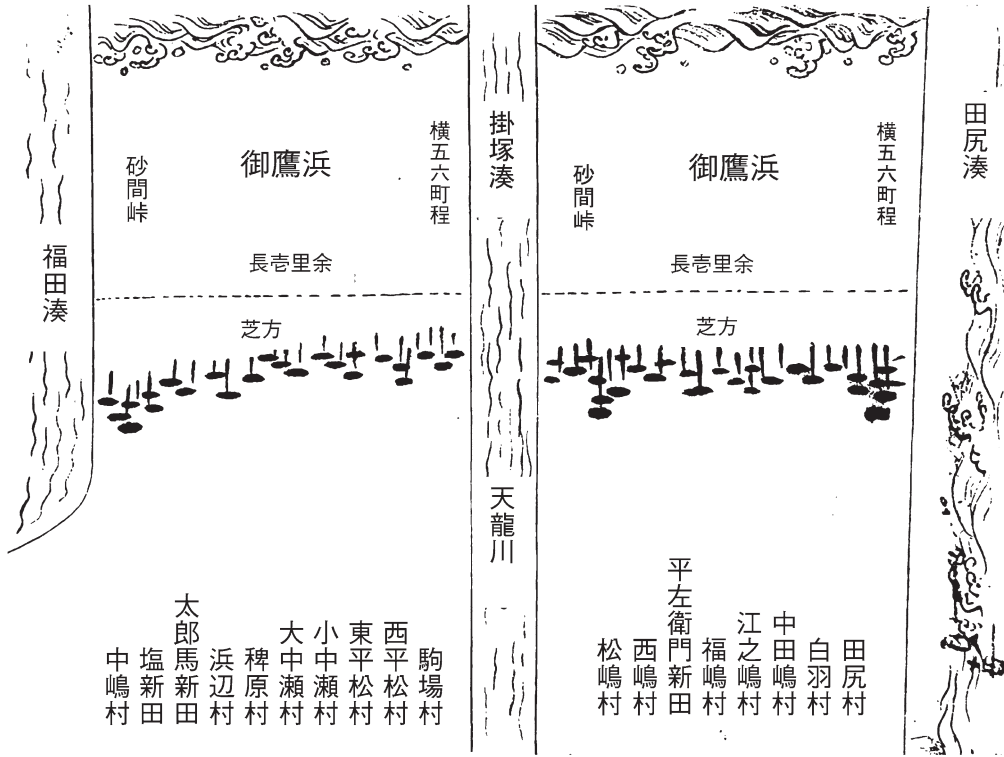


図1 御鷹浜図

〔天竜川東西御鷹浜ノ図〕(名古屋市蓬左文庫所蔵、図525)を加工。

浜のように現地では思われているが、寛政期の記録によれば「元汝除々南浜手まで御鷹浜之趣」であり、見分にあたってはその心得で現地の者に案内をさせるように、としている。

このように、村の地先が開発されていった結果、御鷹浜の領域も不分明になってきていることが分かる。こうしたことが原因で、後に開発をめぐる問題が生じることになる。

②御鷹浜の村

先にも記した通り、御鷹浜に指定されていた村は時代によって変化していると考えられる。文久三年(一八六三)四月の時点では、御鷹浜の村として一八か村が書き上げられている。¹²⁾「表上」はこの村名、村高、支配についてまとめたものである。

これによれば、村高一〇石以下の塩新田村から、七六二石余の鮫嶋村まで様々な村によって構成されていることが分かる。また支配の内訳は、幕府領三、白河藩領七、浜松藩領四、横須賀藩領二、掛川藩領一、旗本領一となっている。遠州は支配領主が錯綜した地域あるが、御鷹浜においてもその傾向が見て取れる。

なお、これらの村々について、御鷹浜に関わる地方文書は管見の限り確認することができなかった。¹³⁾

(二) 御鷹浜の起源と利用

①御鷹浜の起源

では、御鷹浜が設定されたのはいつのことだったのだろうか。その起源

表1 遠州御鷹浜村名一覧

No.	郡名	村名	村高(石)	領主
1	長上郡	江ノ嶋村	214	浜松藩領
2	長上郡	福嶋村	107.1	浜松藩領
3	長上郡	西嶋村	372.3	浜松藩領
4	長上郡	松嶋村	143.9	浜松藩領
5	豊田郡	弥助新田村	42.5	幕府領
6	豊田郡	掛塚新田村	98	幕府領
7	豊田郡	駒場村	601.5	幕府領
8	豊田郡	西平松村	566.2	白河藩領
9	豊田郡	中平松村	402.1	白河藩領
10	豊田郡	東平松村	252.4	白河藩領
11	豊田郡	小中瀬村	176.8	白河藩領
12	豊田郡	大中瀬村	202.3	白河藩領
13	豊田郡	稗原村	132	白河藩領
14	豊田郡	鮫嶋村	762.2	旗本領(高木茂太郎)
15	山名郡	浜部村	263	横須賀藩領
16	山名郡	塩新田村	7.4	白河藩領
17	山名郡	中嶋村	752.6	掛川藩領
18	山名郡	福田村	745.1	横須賀藩領
		村高合計	5841.4	

文久3亥年4月「覚(尾張殿御領地遠州御鷹浜村順書上)」(徳川林政氏研究所所蔵、勤王誘引書類381)より作成。

※ただし、村高については「旧高旧領取調帳」から記載した。小数点第2位を四捨五入した値である。

は、御鷹浜の管理を担った御鷹浜守の由緒に求められる。御鷹浜守を務めたのは、小中瀬村(現磐田市小中瀬)と西嶋村(現浜松市南区西島町)の百姓と推定される⁽¹⁴⁾。

(史料一)

安永年鷹浜守る差出候書付

書拔

乍恐書付を以申上候

一、当浜表御鷹浜之儀上古

東照大権現様

源敬尊公様江御讓被為成候刻私共両人先祖分御鷹浜奉守、御鷹御

用之節ハ御鷹匠様方御出御鷹御打被遊候、其節私共両人御宿仕御鷹部屋も古来有来通り補理罷在候、且御答礼も被下置所持仕罷在候事

一、御目見仕候儀往古御上下御通行之節於御本陣時之品奉献上、御宿入之節

御目見仕為御拝領銀子一枚ツ、被下置之候、廿二年已前未年御檢約被為仰出新規

御目見等御停止被

仰出、其御私共献上之品も差扣候様ニ被為

仰付、御拝領之儀も減少被成下金子壹分ツ、被下之候御事

一、御鷹浜凡堅横墨引絵図面ニ付、村々相記奉入御披見候、且享保年中まで御鷹打ニ御出被成候御方様相記奉入御披見候、以上

三月十一日

伊藤七左衛門

池田忠太夫

吉田七太夫様⁽¹⁵⁾

この史料は、御鷹浜守の由緒が記された書付で、安永八年(一七七九)に鷹匠頭の吉田七太夫に提出された⁽¹⁶⁾。これによれば、御鷹浜は、徳川家康から徳川義直に譲られたものとされ⁽¹⁷⁾、それ以来、七左衛門と忠太夫は御鷹浜守を務めてきたとする。

御鷹浜守は、鷹打(鷹を捕えること)の際の鷹匠頭⁽¹⁸⁾以下の宿所を務め、また御鷹部屋の修繕も行うとしている。これだけでは詳細は分からないが、御鷹浜を現地で管理する役職であったと思われる。

そして、御鷹浜守の両名は、尾張藩主が通行する際に「時之品」を献上して、藩主に御目見えをしていた。これは、具体的には参勤交代で尾張藩

主が東海道を通行する際に御目見えを果たしていたものと推察される。

なお、本書付は、両名から鷹匠頭の吉田七太夫に差し出されている。また文化一四年においても両名から鷹匠頭にあてて上申書が提出されている。⁽¹⁹⁾ こうしたことから、基本的には御鷹浜守は尾張藩において鷹匠頭の支配下にあったものと思われるが、鷹打自体が恒常的に行われるものではないため、常に尾張藩の支配を受けていたということではないだろう。

以上、御鷹浜は、家康由来の由緒の地とされ、鷹打をするにあたって、御鷹浜守が現場で管理する立場にあったことが分かる。

② 御鷹浜の利用

では、御鷹浜は鷹打の場としてどのように機能していたのであろうか。

最も古い年としては、貞享四年（一六八七）八月から九月までの三十二日間⁽²⁰⁾にわたって「御鷹打」として鈴木与左衛門らが来訪したとする記録がある。ただ、同時代の史料はないため、詳細は不明である。

〔史料一〕では、鷹打が実際に行われていたのは、享保年間までであったと記されている。これが事実であるとすれば、近世の前期から中期にかけては鷹打の場として機能していたが、以後は恒常的に鷹打は行われていなかったということになる。

その後、鷹打についての記録があるのは、文化・文政期であり、その後また幕末期まで見ることができない。文政二年（一八一九）～三年に尾張藩が御鷹浜に鷹場役人を派遣した時には、現地に鷹打の者が四人いて、実際に鷹打をさせている。ところが、文久元年（一八六一）になって久しぶりに鷹打を行おうとしたところ、現地に鷹打の者がいないとしている。⁽²¹⁾

このように、鷹打は恒常的に行われていたものではなく、また文政期以

降は幕末まで鷹打の場としては機能していなかったことが分かる。

では、捕獲されていた鷹はどのようなものであったのか。文久元年八月に出された鷹匠頭の伺書によれば、「隼渡時節」になったため、早々に鷹打に出かけるようにしてほしいと書かれている。⁽²²⁾ 鷹打とは、御鷹浜に飛来する隼を捕獲するものであったことが分かる。

この鷹打以外で、御鷹浜が尾張藩によって利用されている記録は管見の限り見ることができない。藩主による鷹狩なども行われていない。したがって、御鷹浜とは、秋に飛来する隼を捕えるための場であり、それも文政期以降幕末期までは利用されていなかったのである。

幕末期に至るまでは、御鷹浜とは非恒常的に鷹打が行われる鷹場であり、それが藩領外にあることもあって、尾張藩にとっては、さして重要な場でもなかったものと思われる。それが、幕末期に至ってクローズアップされ、鷹打が再び行われるのはなぜだろうか。次の二において明らかにしていきたい。

二 万延元年における調査と鷹場の境界

(一) 廣瀬野・御鷹浜の巡見

本節では、万延元年（一八六〇）に行われた尾張藩鷹匠頭による廣瀬野と御鷹浜の巡見について見ていきたい。廣瀬野は、伊勢国にあった尾張藩の藩領外鷹場の一つである。広大な原野の中にあり、周辺の村々によって開発が行われていた。⁽²³⁾

安政七年（一八六〇）二月になって、福徳村（現三重県亀山市関町福徳）の者

たちが廣瀬野を開発しようとする動きを尾張藩鷹匠頭は把握していた。こうした中で、廣瀬野・御鷹浜の両所とも鷹匠頭を派遣して見分を行うことになったのである。⁽²⁴⁾

ただし、派遣については、廣瀬野・御鷹浜の地域の領主に対し、御城附を通して断りを入れるのが問題となった。これについて年寄衆からの下問を受けて勘定奉行で検討している。その結果、地方改正懸勘定奉行は、他領主へ断りを入れることを是としながらも、鷹匠頭が同地を巡察した時の状況を尋ねた上でさらに評議するように答申した。

次の史料はそれを受けて、鷹匠頭が上申したものである。

〔史料二〕

勢州廣瀬野遠州御鷹浜之儀ニ付別紙御来翰等御渡御座候付吟味仕候
 処、勢州廣瀬野之儀文政元寅年先輩吉田甚平等下ヶ札之通相越⁽²⁶⁾
 候儀ニ相見、然ルニ御勘定奉行達面に而者船橋弥次兵衛ら甚平江差越候
 書面之次第も相見候得共、是等も留記無御座右節弥次兵衛江懸合振別
 紙角印写之通ニ相見申候、就夫右体他領之御場所ニ付御境目図面等無
 之候而ハ難成筋ニ付、段々吟味仕候得とも何等不相分、并遠州御鷹浜
 之儀文化十四丑年吉田嘉四郎御鷹匠組頭之節見分仕図面をも御達申上
 候趣ニ候処、其節之図面も留欠相成漸御鷹浜江尋之次第并郡村名等別
 紙丸印写之通に有之、其後甚平等為見分下ヶ札「口」⁽²⁷⁾之通相越右夫々
 人別何れも死失等仕、其内前下ヶ札林源三郎事当時源藏・菱田又十郎
 事当時小右衛門儀者御鷹匠組頭在勤罷在候付猶更相尋候処、御境目之
 訳等何等手扣も致置不申由申立是以相分り不申候得共、何れ鷹野等相
 越候ニ付而ハ御勘定奉行書面にも相見候通領主々々等江御懸合七相成
 候方可然歟、乍去前頭申上候通勢州遠州両所共御境目等不分明之儀ニ

有之、御勘定奉行頭書ニも相見候通右両所共広ク御見込御届方為御取
 計可相成歟ニ候へ共、右地先追々新開并家作迄も取計有之趣ニ付而ハ
 如何様之御場所相成候哉、先々右御場所領主々々等江為御断已前下見
 分等篤与取計候上ならてハ聊之扱も出来不申儀ニ奉存候、右ハ先年御
 吟味之趣ハ御座候得とも何分年経候儀ニ而其節之留記も無御座候間、
 此段篤与御評議御座候様仕度、仍御来翰等四枚相添申上候

但本文之通何分不連続之次第ニ付、先々私共初急卒被差遣野并浜之
 模様等委敷取調申度、尤文政度右両所江私共初見分相越候節たり共
 別段「ハ」⁽²⁸⁾領主々々等江御届方為御取計も無之哉ニ相見、今度勢州江
 二百十日前後遠州江ハ秋土用頃相越候筈ニ付而者、此上江戸表江往返
 等ニ而右時節相後レ候而ハ其詮も無御座候間、旁領主々々等江為御
 懸合之儀ハ御場所等吟味詰之上に被成置候方候半哉、是等之趣早行
 御評議御否被仰談候様仕度候事

四月

御鷹匠頭⁽²⁹⁾

これによれば、廣瀬野については文政元年（一八一八）に、御鷹浜につい
 てはその前年の文化一四年（一八一七）に見分が行われていたことが分かる。
 当時の史料が十分に残っていない上、年数が経ってしまったために、廣瀬
 野・御鷹浜とも境界が不明になっているとする。そのため、周辺領主と折
 衝をする必要があるだろうが、境界を尾張藩として把握していないことは
 問題となることを述べる。特に、周辺領主の側で開発をしたり、家作をし
 たりしている場所もあるので、この問題を折衝するためにも、両所とも下
 見分をしておくことが必要であると主張している。

つまり、領主へ御城附を通して断りを入れた場合、そもそも鷹場の境界
 を尾張藩側で把握していないために、いざ問題が生じた時に不利になるこ

とを懸念しているのである。そこで事前に断りを入れるのではなく、まず自分たちを派遣して状況を把握した上で他領主へ掛合に及ぶのがよいとする。

この鷹匠頭の答申を受けて評議が行われた結果、御城附を通して事前に領主へ断りをいれるという事は「御見合」となっている。これは、結果的に鷹匠頭の答申内容が藩としての決定になったものであった。

ここで、大切なことは、尾張藩領外の鷹場については、鷹匠頭だけでなく勘定奉行も含めて藩として評議が行われていることである。最終的には鷹匠頭の答申が藩の決定となったものの、決して藩の鷹方だけの意向で決定しているのではない。こと、鷹場を周辺領主の村方が開発している問題である以上、地方支配を管掌する勘定奉行の意見も聴取することが藩として必要であったのである。このように鷹匠頭・勘定奉行を含めての評議はこの後の鷹場の境杭建築や御鷹部屋再興の問題にあたっても行われている。

さて、以上のような評議を経て、廣瀬野・御鷹浜とも鷹匠頭による見分が実施されることになった。廣瀬野には、万延元年（一八六〇）七月二二日から八月四日まで、小納戸と鷹匠頭を兼任する平川助左衛門以下合計十三名（他従者二八名）が巡見を行った。鞠鹿野、廣瀬野などの野を巡り、鷹狩も実施している³⁰。

御鷹浜については、同年八月一九日～九月二日の日程で、鷹匠頭横井猪右衛門以下合計一〇名が見分を行った³¹。八月二二日には御鷹浜に入り、村ごとに「御鷹浜の範囲」や開発の実態についての聞き取りを行っている。大半は村役人に対する上記の聞き取りについてのものであり、この巡見自体が鷹打というよりも御鷹浜の実態調査であったことが分かる³²。

万延元年における廣瀬野・御鷹浜への鷹匠頭の巡見は、周辺村々による開発状況を確認するとともに、この地域の領主に対して、同地が尾張藩の鷹場であることを示す意味もあったと思われる。

（二）鷹場の開発問題

①御鷹浜の開発状況

では、御鷹浜の開発はどのように行われていたのであろうか。図2は、「遠州御鷹浜絵図」（名古屋市蓬左文庫所蔵、図八五八）の一部分である。作成年代が文久期と比定される絵図では、元汐除に沿って御鷹浜の領域を示す杭が示されている。この内側が御鷹浜となり、その中で開発された新田が書き込まれている。その内容をまとめたものが、「表2」である。

これによれば、御鷹浜内で合計八八六石余が開発されていたことが分かる³⁴。また場所であれば、御鷹浜の西側よりも東側（天竜川より東、現磐田市側）で新田化が進んでいた。開発の年代は定かではないが、延宝新田（駒場村）の名も見え、近世初期から進められてきたことは明らかである。その一方、浜部村内では二～三年前に開かれた新田も見られ、絵図が作られた当時も開発が進められている状況であった。

なお、御鷹浜外の村（南田・下大野郷）が本村である場合や、また中泉代官所や旗本など他領主が支配する新田も存在する。この経緯は定かではないが、こうした状況が御鷹浜内における開発の問題を複雑化させていたのであった。

②御鷹浜の開発をめぐる問題

万延元年一二月、尾張藩に対して御鷹浜の支配を請け負うことを願ひ出る者も現れた。次の史料は、その願書である。

〔史料三〕

乍恐以書付奉願上候

御鷹場之内遠州浜松宿南浜ニおゐて倉松村ノ中嶋村東迄之御場所、往古者草榮等ニ而御鷹場御用而已之御場所ニ御座候処、先年来追々切起此節ニ而八凡三千石程も出来候由ニ相聞、此上開発被 仰付候ハ、壹万石已上之御物成半然与出来仕候御場所ニ有之、既

御上様ニも御評議被為在候哉御内々御見分も御座候趣粗奉承知候、然候処是迄村々模寄之御領主江追々御年貢御取立相成候付、甚不審にハ奉存候得とも無是非相納来候折柄、私儀先年ノ御用達被

仰付罷在候儀右村々百姓共相心得居申候間、此度前件之次第私ノ奉願上何卒御年貢も上納仕御百姓ニ罷成度旨段々相願候間、私弥勘弁仕候而ハ実々不容易

御国益此儘被捨候段如何斗歎敷候儀奉存候、殊ニ是迄右御場所支配被仰付候者兩人迄も御座候得共、追々外御領主江御年貢等御取立相成候儀も心付不申候程之儀ニ而、乍左御鷹場御用筋ニ付而も不行届之儀も出来可申哉ニ奉存候、旁此度奉願上候通被

仰付被下置候ハ、右等之御都合にも宜奉願候間、乍恐御手厚御評議奉願上候、是先キ御百姓ニ被成下置候ハ、百姓共おゐても安堵ニ農業仕如何斗難有可奉存候、尤御評議之御模様ニハ御場所図面早速取調差上候様可仕候間、何卒御早急ニ御評議被成下置御沙汰被仰渡被下置候様奉願上候、以上



図2 御鷹浜開発状況

〔遠州御鷹浜絵図〕(名古屋市蓬左文庫所蔵、図858)の一部分を加工

表2 御鷹浜内の新田開発状況

種別	本村名 ☆は支配	新田名	石高(石)	備考	
尾張藩領外の鷹場と開発	江ノ嶋村	五島新田	高記載なし	五島新田については、浜松藩士の小笠原源太夫によって享保8年に開かれたものとされる(前掲、「遠州御鷹浜見分略記」)。また、『浜松市史 二』(浜松市役所編集・発行、1971年、252頁)では、浜松東南海岸地域の松嶋・福嶋・西嶋・江之嶋・鶴嶋の5か村が共同で開発したとする。	
	福嶋村	五島新田	高記載なし		
	西嶋村	五島新田	高記載なし		
	松嶋村	五島新田	高記載なし		
	弥助新田村	なし			
	掛塚新田村	なし			
	駒場村	中之浜		84	内、川欠の地あり。
		延宝新田		170	
		刃新田		56	
	西平松村	辰新田・南辰新田		46.9	
	中平松村	辰新田・南辰新田	高記載なし		
	東平松村			6.2	
	小中瀬村	酉新田		4	
		新発		4.1	
	大中瀬村	酉新田		6	
	稗原村	酉新田		3	
	鮫嶋村	辰新田		28.2	別史料では浜道新田8石余とある。
		蜷新田		71.6	
		浜辺新田	高記載なし		
	浜部村	前新田		70	
		畑新田		26	
		林畑		19	
		両三年前新開発	高記載なし		南北1丁東西2丁。
	塩新田村	本高		6.48	1町6反、年々6斗ずつ上納。
		浜新田	見取所		
				0.92	
	中嶋村	庄内新田		113	別史料ではこのほか林内に中島新田の高受地73石余あり。
亥新田			71		
申新田			27		
福田村	福田新田	高記載なし			
御鷹浜村外	南田村	卯平新田	高記載なし		
		伊平新田	高記載なし		
	下大野郷村	下大野郷新田		25.2	
	☆中泉代官所	清安浜請負新田	高記載なし		
	不明	清安浜新田	高記載なし		
	☆大草主膳正知行所	清安浜新田		48	
	☆跡部甲斐守知行所 ☆齋藤左源太知行所	左右大原新田	高記載なし		
不明	清安新田	高記載なし			
	開発石高合計		886.6		

- ・「遠州御鷹浜絵図」(名古屋市蓬左文庫所蔵、図858)より作成。
- ・表中、別史料とあるのは「遠州御鷹浜絵図」(同上、図857)である。
- ・石高記載においては、～石余と表記されているものもあったが省略した。

万延元年申十二月

新居宿御用達

鎌 平吉印

御用御懸り

御役人御衆中様

本文申上候御場所御支配之儀ハ兩人江

私差添支配被

仰付候様仕度候、仍此段申上添候、已上⁽³⁵⁾

この史料は新居宿の御用達である鎌平吉から尾張藩の懸り役人へ提出された願書である。この鎌平吉がいかなる関りを尾張藩と有していたのか、また御用達の内容については定かではない。この願書では、尾張藩の「百姓」となり年貢を納めることを通して、平吉自身が御鷹浜の支配を請負うことを望んでいる。

平吉によれば、この御鷹浜の地は、これまでの開発により三千石も生産される地となっており、さらに開発が進めば一万石以上の生産高が見込めるとする。先に表2で見たとように、実際に開発されていたのは八八六石余であり、平吉の主張はやや過剰な内容と言える。そして、尾張藩として何もせず、このまま他領主に年貢が納入される状況は「御国益」を捨てるものと表現している。そこで、平吉自身が尾張藩の百姓となり尾張藩に年貢を納入するとしているのである。これは、実際には御鷹浜の支配を平吉が請負うことを望むものであった。

これに対して尾張藩の鷹匠頭は、「遙々遠路罷出 御国益之筋を以相候事柄ニ付」取り扱い方を吟味すべきと伺書を提出した。その結果、勘定奉行より本人へ「申談」こととなった。⁽³⁶⁾このあと本件がどのような形で決着

をしたのかは、史料がないため不明である。ただ、平吉の嘆願は尾張藩としても一笑に付すものではなく、他領主との関係において一考すべき問題であった。それは、次の史料から知ることができる。

〔史料四〕

遠州御鷹浜境杭建方夫々江為御懸合方之儀ニ付、別紙御談之趣及勘弁候処、天印調之趣を以表向為御懸合之上、若差拒候節之取計方ハ如何様相成可然哉吹毛之憂を招候筋ニ相運ひ候而ハ如何ニ付、容易之為御懸合方ハ御難行届哉との儀御尤之筋ニ相見、右ハ御右筆部屋留⁽³⁷⁾之趣を以ハ先年境杭建方之儀中泉御代⁽³⁸⁾□大半御懸合済之運ひニ相見、外領主等之⁽³⁹⁾□□右等之境互ヒ相分兼候処、今般境杭相建⁽⁴⁰⁾□之儀中泉陣屋を始領主等江夫々為御懸合相成候ハ、中泉之儀ハ先年之伝ひも有之事ニ付子細も有之間敷敷⁽⁴¹⁾□候得共、何分年古御由緒之儀ニ付、領主等おいて古記録等無之、向々ハ何もか申立品可致次第も難計候得共、差当全良考迎も無之

神君様御鷹浜御讓被遊候との趣を以浜松城主所替之節申送いたし候儀、并西嶋村忠太夫中瀬村七左衛門両家往古御鷹浜守被仰付置、前々々

御上下之節

御目見被下物有之差上物もいたし来候次第等ハ、他向江押晴居候御由緒ニ有之右御鷹浜之内田畑切起候年曆も相分居候処、尤御鷹浜御讓請已後之切起も相見左候得ハ切起取計候節御鷹浜ニ付差支有無之儀領主々々等打合可有之筈之処、右打合等無之おみてハ御鷹浜等之斟酌も無之夫々随意ニ切起不都合之次第ニ付、右等之処直問合詰候上已後右体随意之取計有之候而ハ迷惑之訊ニ付、いつれにも境杭ハ為御打無

之而ハ難成御主意等を以御手丈夫ニ為御懸合相成候方可然候半哉
(a)、右等之外ニ差拒候節之取計方ハ先方申立ニ随ひ、臨時差略取計
不申候而ハ難成筋ニ付前以勘弁ハ難取調儀ニ候半哉、右ハ先年より
度々御目論見有之候得共其節々御見込通不被行届何分不安事柄ニ付、
此度も可成丈御手を被尺其上も不被行届儀ハいたし方も無之次第に候
半哉、尤往古御鷹浜御拝領之比者地続村々汐除外ハ一円芝生又ハ砂附
等之野跡ニ可有之処、段々汐除繰出し追々新田等開發いたし候哉ニ相
見、当時ハ多分高附新田又ハ見取所ニ相成居候哉ニ相聞候得共、弥今
般境杭打建候節ハ元汐除通を境ニいたし打建可然哉ニ候処、右之通元
汐除外田畑ニ切起有之候付而ハ彼は申立容易納得之筋ニハ至り兼可申
哉、乍去御拝領之御鷹浜内を所領主等おゐて随意ニ新田等開發年貢所
務仕來候段不都合之儀ニ有之、新居宿鎌平吉儀一ト通内索之趣を以も
元汐除外田畑之儀ハ領主自分起之新田又ハ見取所等ニ而拝領高外之様
子に相聞候処、先般井上河内守家來申出候書面之内河内守拝領高入之
地所ニ而右様相成候而ハ迷惑之趣ニ申立候得共、元汐除外之儀ハ元來
野跡等追々ニ切起候儀ニ可有之候得ハ、平吉内索之通拝領高入之訊ニ
有間敷、不貫申立ニ候半哉(b)、右一条ニ付為御答振之儀ハ先達而申
達置候儀ニ有之候、何れにも御鷹浜内を打合も無之随意之取計いたし
候段不都合之筋ニ付、境杭建方強而差拒候節ハ田畑切起候年曆を初、
根元之訊等領主等江為御問合相成候ハ、先方おゐて心配之訊も可有
之、随而入魂筋之運ひも出來可申哉ニ有之、既平吉おゐても何もか領
主等江為御懸合相成候ハ、村々江入魂方之模通筋相成候旨申立候儀も
有之候間、先々兎角境杭建方為御懸合相成候方候半哉、夫ニ付甲乙印
為御懸合振之儀境杭打建場所之論書面ニ^(案)候付、若其初ニ臨ミ論合

尾張藩領外の鷹場と開發

等出來候而ハ不可然候間、黄紙懸紙之通相成方候哉、右ハ御鷹浜内ニ
ハ中泉陣屋支配之村方有之、元汐除外新田之内ニも支配之場所も有之
候付、御申聞之通先々中和泉陣屋へ程能内談取計、境杭建方差支無之
筋ニ相成候ハ、地続村々領主等おゐて強而差拒候儀ハ得致間敷哉ニ候
間、御鷹方調役等右陣屋江被差遣三角印之振を以篤与内談為御取計、
其模様ニ随ひ外領主等江夫々為御懸合相成候方候半哉、猶又御鷹匠頭
勘弁をも御尋之上宜御評議有之様致度別紙十三枚差出候事

但本文之趣早速可申達答ニ候処、御鷹浜之儀是迄之吟味ハ場広之
趣ニ相聞候間、平吉申立候付内索方申談置候処、此節出府内索之趣
申出吟味之趣別紙を以申達候通ニ而、場所之儀去秋見分之趣ニ替儀
無之哉ニ相見候付、本文之通申達候儀ニ有之候、此段申添候事

西五月

地方改正懸り

御勘定奉行⁽³⁷⁾

この史料は、勘定奉行から差し出された書付である。内容は、御鷹浜に
境杭を建てるにあたって、周辺領主との折衝をどのように行っていくか見
解を述べたものとなっている。最初の部分では、御鷹浜の境界が不分明な
状況になっている中で、周辺領主からどのような反論があるか分からず、
その際に確かな記録と言えない状況を憂慮している。

傍線部(a)によれば、勘定奉行は、他領の者が尾張藩に相談することな
く御鷹浜内で開發を行ってゐること、またその土地が高入れされてゐるこ
とを問題視していることが分かる。そのため、こうした勝手な開發を行わ
せないためにも境杭は必要であり、藩主の意向を奉じて強く交渉にあたる
べきとしている。

さらに、傍線部(b)によれば、勘定奉行は、尾張藩に無断で年貢地とす

ることを「不都合」と認識し、先の平吉の献策に理解を示している。御鷹浜を他領の者が開発することがあっても、「見取場」¹¹高外地に留めるべきであるとし、井上河内守領―浜松藩の例をひいて、鷹場の地所を他領の者が自由に開発し、高入れしていく状況について、勘定奉行は強い危機感を示している。

興味深いことは、ここで「鷹場」以上の所有意識が看取されることである。本来、開発地が高入れされていることは、知行権の問題であり、鷹場所有権を何ら侵すものではない。にもかかわらず、勘定奉行がそれに危機感を持つ状況となっているのである。

こうして、尾張藩の側は、御鷹浜が尾張藩の鷹場であることを示す必要が生じてきたのである。それが、鷹場の境杭を建てることへと展開していくこととなった。

(二) 境杭の構築と領主

①境杭の構築と領主との折衝

境杭の構築にあたっては、前掲の「御鷹浜境杭一卷」(尾一一二六)に関連する書付類が書き留められている。これによれば、境杭を構築するにあたっては、勘定奉行を含めた勘定方と、鷹匠頭ら鷹方の意見を聴取しつつ藩として対応をしていっていることが分かる。

また、境杭は新規に構築するのではなく、①立ち腐れになっているものを再建しようとしていたこと、②弘化年間に再建しようとしたが不首尾に終わっていることも判明する。

本一件では、境杭再建にあたって勘定方においてどのような意見が出さ

れているのかを知ることができる。

〔史料五〕

遠州御鷹浜之儀ハ中泉御代官所進退場地続之由、就夫当時

公辺おゐて荒地起返并原地等者切起方御世話有之帳面右様之場所、書上方之儀御料所江被仰出候趣有之、專取調中之由御座候付而ハ右御鷹浜之儀中泉おゐても申伝ハ有之候得とも慥成旧記ハ無之事ニ付、若今般被仰出候付耕地ニ切起方申立可相成哉茂難計由ニ付、此節可成丈早行御取調之上傍示杭為御建相成候方可然哉ニ奉存候間、其筋分内々承り申候付而ハ全体之御模様ハ不相弁候得共、右場所ニ

御屋形御鷹場与申傍示杭先年者打建有之候処、年曆相立腐折其後建替不相成其俣ニ過來候得共、今般先規之通右傍示杭為御建可相成趣、其筋江為御達相成候方可然哉ニ承申候付、此段御内々奉申上候

西七月

鈴木為蔵³⁸⁾

本史料は、文久元年(一八六一)七月、支配勘定組頭並の鈴木為蔵が御鷹浜の境杭について意見具申をしたものである。これによれば、まず御鷹浜と接している中泉代官所との関係について述べている。同代官所によって開発された御鷹浜の地所については、同代官所においても確かな記録はないとし、新規の開発が突如として行われる可能性もあることを指摘する。そのため、速やかに御鷹浜の調査を行って境杭を建てるべきとする意見があることを踏まえ、藩として傍示杭を再建して周辺領主にも示すことを主張している。

このように、勘定方においては、周辺領主による新規の開発を警戒し、そのために境杭の再構築が急務とする意見が出されていたのである。

〔史料六〕

遠州御鷹浜境杭建方之儀ニ付別紙角印御鷹匠頭達之手順を以、中泉陣屋江御鷹方調役御差向為御懸合可相成連ひニ至り、右役供連衣服品伺之趣吟味中江戸表分御同席御通用之書付等御渡相成及一覽候処、彼地山吹儀十郎勘弁調之趣ハ弘化度段々御取調御老中方江御達にも相成候得共、諸見込通ニも不行届埒ニ至り領主々々江為御懸合之上境目篤与為御取調可相成之処、時節柄右為御懸合等ハ御見合永く御吟味中ニ相成居候儀ニ相見、右等之運ひ等猶更及勘弁候而者今般地境傍示杭打建候儀輒可整儀共不相見、斯迄段々御吟味御調ニも相成候儀ニハ候得共、此表において中泉陣屋江為御懸合ニ付而ハ被下物等之御入用相立候上、若事不整節ハ全御費用之筋ニ有之、且又右御鷹浜地先之内井上河内守領分村々之儀、去々年御鷹打として御役向被遣候節新開目論見筋之儀、村方江申談候哉与聞分河内守おゐて御城附江申達為御答相成候趣茂有之、文政年横須賀領并高木市太郎知行所村々之儀元來境杭建方差拒居、掛川領中嶋村之儀も申伝迄之由ニ而急度否も無之旁御鷹打見合相成居候処、今度御料所方へ杭相建出来候ハ、右之趣を以夫々領主江為御懸合相成候ハ、可整哉之見込ニハ候得共、其段ハ難計近年弘化之度於江戸表段々御取調候上も見込通不行届埒ニ至り永く御吟味中相成居候儀ニ相見、此節連も同様ニ付前頭為御懸合之儀ハ御見合可相成方候半哉、併前頭儀十郎調面弘化度之手続も有之儀ニ相見候間、猶宜御談判有之様致度追々御渡之書付廿七枚差出候事

戊戌月

地方改正懸り

御勘定奉行⁽⁴⁰⁾

本史料は、翌文久二年の六月、境杭を建てるにあたって、中泉代官所など周辺領主への折衝について勘定奉行が意見を書き記したものである。な

尾張藩領外の鷹場と開発

お史料中に見える山吹儀十郎は勝手方の勘定奉行である。⁽⁴¹⁾

これによれば、中泉陣屋へ御鷹方調役を派遣し、折衝にあたる計画については、江戸表からの情報も踏まえ、難航することが懸念されている。また、尾張藩の鷹匠らが御鷹浜に派遣された折、「新開目論見」について浜松藩の村方と話をしたのではないか、という疑惑を同藩からかけられていたことも記されている。こうしたことから、周辺領主との折衝は難航が予想され、掛合自体を見合わせることに勘定奉行は言及している。

このように、御鷹浜に境杭を建てる一件については、境杭の早期の構築を求め、また周辺領主との掛合自体を見合わせる意向を示すなど、勘定方において強い姿勢を示していたことが分かる。

②境杭の実際

境杭は、御鷹浜村々の元汐除⁽⁴²⁾の囲いに沿って打つというものであった。それはどのように行われたのであろうか。

文化一四年（一八一七）の絵図⁽⁴³⁾では御鷹浜の位置は村々の地先に「南北凡〇町程」と大まかに記され、杭の表記を見ることはできない。それに対して、文久期と推定される絵図⁽⁴⁴⁾では、汐除の線に沿って、杭が打たれていることを確認できる。また、御鷹浜の領域も明確に示されている。⁽⁴⁵⁾ここから、文久期に予定通りに元潮除に沿って御鷹浜の境界を示すための杭が打たれていたことが分かる。

以上、本節では万延元年に行われた廣瀬野・御鷹浜の調査と、その後の御鷹浜の境杭の設置に至る過程を見てきた。御鷹浜内では、周辺村々による開発が進められ、幕末期に至るとその境界も不明瞭なものとなっていた。さらに、周辺村々の領主は、尾張藩に断ることなく、その開発地を高

入れしており、尾張藩側はそのことに危機感を募らせることになった。そこで、周辺領主に御鷹浜の存在を示すために、御鷹浜の境杭を建ててその範囲を明確化していくことになったのである。

三 文久年間における鷹部屋再興⁽⁴⁶⁾

(一) 鷹部屋の概要と協議の展開

前節では、万延元年に御鷹浜の巡見が行われ、その後、文久年間に鷹場境界に境杭が建てられていったことを述べた。こうした動きと並行して、同期間には御鷹浜で鷹部屋を再興しようとする計画も存在した。⁽⁴⁷⁾

鷹部屋とは、鷹打によって確保した鷹を留め置き、またその餌となる鳩を飼っておくための場所であった。史料では、鷹部屋・鳩部屋と表記されている。勘定奉行は、文久元年(一八六一)八月の上申書の中で、この鷹部屋がなくては捕らえた鷹を一居ごとに名古屋へ送らなくてはならず、また餌となる鳩を名古屋からその都度送らなくてはならないとしている。

そもそも、鷹部屋が御鷹浜の拝領時から建てられていたとする証拠は存在しない。ただ、御鷹浜守西嶋村忠太夫の口上のみに由来するものであった。

それでは、この鷹部屋の再興はどのようにして展開していったのであるうか。実は、この再興願は、元々御鷹浜守から出されていたようで、万延元年(一八六〇)十一月にはこれを催促する書状が兩名より出されている。それを受けて同年一二月に鷹匠頭から用人に対して鷹部屋再興を求める上申がなされた。

本一件は、万延元年から文久二年まで、地方・勝手方の勘定奉行・鷹匠頭・側用人らによって、再興すべきかどうか評議を行っていたことが分かる。ただし、最終的に再興をしたかどうかの結論は記されていない。

(二) 鷹部屋再興の問題点

評議では、鷹部屋自体の存在を裏付ける根拠史料として、右筆留の下げ札⁽⁴⁸⁾しかないことを問題視し、他の領主と折衝した際に、証拠が不明瞭なことが不利に働くことが懸念されていた。そのために鷹部屋が建築できない、ということになれば「御外聞」に関わると勘定奉行や側用人らは危惧した。しかし、そのような危険性がありつつも、鷹部屋再興が検討されたのはなぜだろうか。

〔史料七〕

遠州御鷹浜守西嶋村忠太夫宅ニ鷹部屋等再興方之儀ニ付、別紙一二印御鷹匠頭達書等御用人差越申候付、地方改正懸り御勘定奉行等江申談吟味相達候趣三印今七印迄の通御座候、御一覽勘弁仕候処右ハ忠太夫宅ニ鷹部屋ニ軒鳩部屋一軒有之候処、追々風水災ニ而流失等いたし候趣ニ有之、右之仮差置候而ハ後年御鷹浜之御由緒も及欠失候様成行可申哉ニ付、御再興相成候方可有之哉との趣ニ相見、鷹部屋等取建相成候根元何等相分り不申候得共、四六印達之趣ニ而ハ前々鷹部屋等有之候との趣ニ相見、随而再興方之儀申立候趣も無余儀訳ニ相見、御鷹浜之標判然与仕鷹打之節御模通にも相成候、旁私存寄無御座候間、四印御用人達之通鷹部屋等御再興相成候方可有御座候半哉、左候ハ、建物間数等之儀ハ猶更吟味申談、夫々手輕為取建候方可有御座候半哉、

仍別紙七枚差申出候事

西二月

御側御用人

おわりに

この史料は、側用人が鷹部屋再興について記した書付となる。別紙が七枚（二印く七印あり、藩内でのように協議が行われてきたのかが分かる。⁴⁹

ここで注目されるのは、①鷹部屋が再興されないということになれば、御鷹浜自体の由緒を失うことにもなりかねない、②再興された鷹部屋は、御鷹浜の「標」にもなりうる、という二つの認識が示されていることだ。

その上で、用人が鷹部屋再興を是としているのに対し、側用人も同意をしている。

つまり、鷹部屋を再興しない選択をすれば、尾張藩として御鷹浜という

由緒を失いかねないと認識している点が重要である。そしてこの認識は、鷹匠頭によって示されたものであり、それに勘定奉行も同意をしていた。⁵⁰

その上で、用人・側用人にもその認識は共有され、藩としての認識になっていった。

以上のように、鷹部屋の再興は、御鷹浜という場を失うことへの強い危機意識を反映したものであったと考えるのが妥当であろう。その存在についての史料的裏付けが薄弱であるにもかかわらず、こうした計画が検討されていったのは、御鷹浜の由緒を維持するためであった。

こうした危機感の背景には、二で見たとように、他の村によって御鷹浜が開発され、他領主の高に入れられているという状況があった。そうした中で、鷹部屋の再建は、同地が尾張藩鷹場であることを他の領主に対して示す意味も有していたと考えられる。

本稿で明らかになったことは以下の通りである。

・尾張藩は、藩領外である遠州に御鷹浜と言われる鷹場を有していた。そこは鷹を捕らえるための「鷹打」の場とされ、その起源は、徳川家康から徳川義直に譲られたとする由緒に求められた。

・史料的な制約があり、近世前期～中期の状況は明らかではない。また近世後期においても、享保期以降は文化文政期を除いて鷹打が行われていたことは確認できない。

・万延元年、廣瀬野・御鷹浜に鷹匠らが派遣され調査が行われる。藩では事前に開発村の領主らと折衝をどのように行うか、鷹方・勘定方あわせて協議が行われていた。この問題の背景には、二つの鷹場が周辺の村々によって開発される中で、境界線が不明確になっている問題があった。

・御鷹浜の中で開発された場所は、開発村の領主によって高入れされ、年貢地となっていた。尾張藩の勘定奉行は、こうした状況に危機感を抱いていた。そこで、鷹場の境界を明確にするために杭を打つことになり、周辺村の領主と折衝をしていくことが模索された。

・また、同時期に鷹部屋を再興しようとする動きが起こる。そこには、鷹部屋再興の動きがありながら、それを見過ごすということは、御鷹浜自体の由緒を失うことにもなりかねないという危惧もあった。

御鷹浜は文政期から幕末期に至るまで、鷹打の場として機能していなかった。これは御鷹浜によらなくても尾張藩は鷹を確保することができた

ということであり、同浜は尾張藩の鷹場制度上で必ずしも必要な場ではなかったのである。

しかし、万延元年に至ると、廣瀬野とともに御鷹浜が尾張藩内で注目される場となってくる。それは、鷹場制度上の必要ではなく、御鷹浜が周辺の村々によって開発され、鷹場の境界も不分明になってくるという状況になったからであった。

御鷹浜について尾張藩は鷹場としての所有権を有していた。御鷹浜の開発が周辺村々によって行われたとしても、それはこの鷹場所有権を侵すものではない。ところが、尾張藩はこうした開発が尾張藩に断りなく進められることを問題視し、さらに開発地が高入れされていくことを危機的に捉える見方が藩内では生まれていた。その対抗策として鷹場境杭が構築され、さらに鷹部屋の再興まで検討されるようになる。ここにおいて尾張藩では御鷹浜に対して、従来の鷹場所有権を超えた「新たな所有の意識」が生まれていたと見ることが出来る。

こうした所有の意識は、筆者が提唱している「鷹場領主」に結びつくものと言える。実際、前掲の「覚(尾張殿御領地遠州御鷹浜村順書上)」⁽⁵¹⁾においては、御鷹浜を「尾張殿御領地」とする文言が見える。この史料の差出人は、御鷹浜周辺の遠州長上郡市野村(現浜松市東区市野町)の市野内匠であり、御鷹浜村外の村側からも御鷹浜を尾張藩の領地とする認識が生まれたのである。

前稿では、廣瀬野において、開発をめぐる在地間の対立が「鷹場領主」という存在を生み出したことを明らかにした。本稿においては、逆に鷹場所有という意識が、地域における開発と他領主との関係性の中で影響を受け、鷹場以上の所有意識⇨鷹場領主へと展開していったと言えるのではな

いだろうか。
この問題については、引き続き江戸周辺の尾張藩鷹場なども対象としてつ検討を続けていきたい。

註

- (1) 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六年)・岩田浩太郎『関東郡代と『領』』(関東近世史研究)第一六号、一九八四年)など。
- (2) 根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)・大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)など。
- (3) この視点は、塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、一九八三年)を嚆矢とし、その後、根崎光男氏によって江戸周辺の鷹場環境などが明らかにされた(前掲、根崎『江戸幕府放鷹制度の研究』)。近年の研究成果としては、福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』(勉誠出版、二〇二二年)がある。
- (4) 拙稿「藩士の鷹場と地域―尾張藩士横井家を事例に―」(『鷹・鷹場・環境研究』Vol.3、鷹・鷹場・環境研究会、二〇一九年)。
- (5) これは筆者による分析概念で、知行権を有していない土地を「鷹場」として支配する領主のことを指す。これまで筆者は、尾張藩の重臣である横井家の鷹場を事例とし、同家が鷹場村々の生業保障を行ったり、御救を行ったりするなど「領主」として鷹場村々に対峙していたことを明らかにした(前掲、拙稿「藩士の鷹場と地域―尾張藩士横井家を事例に―」)。拙稿「鷹場領主と地域・環境―幕末期の横井家鷹場を事例に―」、前掲「鷹・鷹場・環境研究」Vol.4、二〇二〇年・拙稿「鷹場領主と人材登用―嘉永四年の改革を中心に―」、前掲「鷹・鷹場・環境研究」Vol.5、二〇二二年)。
- (6) 拙稿「尾張藩の鷹場と開発―伊勢国廣瀬野を事例に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第五七号、二〇二三年、『金鯢叢書―史学美術史論文集―』第五〇輯所収)。
- (7) 磐田市史編さん委員会編『磐田市史 通史編中巻 近世』(磐田市、一九九二年)・豊田町誌編さん委員会編『豊田町誌 別編Ⅰ東海道と天竜川池田渡船』(豊田

町、一九九九年)など。

- (8) 万延元年「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」(尾張徳川家文書尾一(以下尾一とのみ記す)―一二五)・(安政五く万延元年)「御鷹浜境杭一卷」(尾一―一二六)・(万延元年)「御鷹浜一卷」(尾一―一二七)・(文久元く同二年)「遠州鷹打一卷」(尾一―一二八)・(文久元カク同二年)「遠州鷹部屋鳩部屋一卷」(尾一―一二九)・文久三亥年四月「寛(尾張殿御領地遠州御鷹浜村順書上)」(勤王誘引書類三八二)・(年未詳)「尾州様御鷹御場所略図」(勤王誘引書類三八二)。

- (9) ①「天竜川東西御鷹浜ノ図」(図五二五、一枚)・②「遠州御鷹浜三回船間屋願有之候節之図」(図八五五、一枚)・③「遠州御鷹浜墨引絵図」(図八五六、一枚)・④「遠州御鷹浜絵図」(図八五七、一枚)・書付一通・⑤「遠州御鷹浜絵図」(図八五八、一枚)。このうち②については天保三年(一八三二)、③については文化一四年(一八一七)三月の記載がある。

- (10) 「寛政年留記之内書抜」と書かれた書付の中に記されている(前掲、「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」、尾一―一二五)。

- (11) 『藩士名寄』第一三冊、旧蓬左文庫所蔵史料一四〇―四、徳川林政史研究所所蔵、同HPP公開史料PDF版一五七―一五八コマ)。

- (12) この一八か村は、先の図一に示された一八か村とは一致しない。従って表一の一八か村が当初から御鷹浜の村として設定されていたのかは定かではない。これは今後の課題としたい。

- (13) 筆者は、二〇二三年六月に浜松市立中央図書館・磐田市歴史文書館等において調査を実施したが、御鷹浜についての文書については発見することができなかった。

- (14) 小中瀬村、西嶋村とも史料が残存していないため、両名の身分や村内での位置については定かではない。ただし、前掲の「遠州鷹部屋鳩部屋一卷」(尾一―一二九)の鷹匠頭の上申書では、両名について、「忠太夫・七左衛門儀商人ニ候ハ、商売用とか他所懸引茂有間敷ものニも無御座候得とも全く農民之儀ニ候得者」とされている。明確なことは言えないが、何らかの商いも手掛ける百姓であったことが窺われる。

- (15) 前掲、「御鷹浜境杭一卷」(尾一―一二六)。

- (16) 「文化十四丑年留書抜」と書かれた書付の中に記されている(前掲、「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」、尾一―一二五)。

- (17) 家康から義直が御鷹浜を譲られたとする由緒について義直の年代記である「源敬様御代御記録」(徳川林政史研究所所蔵)では確認できない。また御鷹浜自体についても義直の事績の中に見ることはできない(徳川林政史研究所編、深井雅海・川島孝一・藤田英昭(第二く第四)校訂『源敬様御代御記録第一く第四』(八木書店、史料纂集古記録編、二〇一五く二〇一六・二〇一八く二〇一九)。

- (18) 尾張藩の鷹匠頭については、木原克之「御三家筆頭の鷹場支配」(岸野俊彦『尾張藩社会の総合研究《第三編》』清文堂出版、二〇〇七年)にやや詳しく書かれている。それによれば、尾張徳川家の鷹匠頭は二人制であり、横井猪右衛門家と吉田七太夫家が世襲していた。近世後期より平川瀬兵衛家も交替要員として加わったとされる。側用人の直接支配を受け、配下には鷹匠組頭以下の鷹匠のほか、鳥見組頭以下の鳥見、さらに餌差や犬牽なども従えていた。なお、林董一「尾張藩公法史の研究」(日本学術振興会、一九六二年、四六八頁)では、鷹匠頭は用人の属僚であったとされる。これについては、鷹匠頭は、側用人・用人の支配を受けていたようである。弘化二年筆「役名規式(弘化二年役名規式)」(徳川林政史研究所所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料一三九―二八)では、御鷹匠頭は「御側御用人・御用人 支配」とある。これは嘉永三年の分限帳(江戸末期写(嘉永三庚戌分限帳) 旧蓬左文庫所蔵史料一三九―一五)も同様である。

- (19) 前掲、「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」(尾一―一二五)。

- (20) 前掲、「文化十四丑年留書抜」。なお、この時は浜松藩からも使者(上坂茂兵衛)が派遣され、樽肴が届けられたという。これらの記録は、浜松藩領主が知行替になった際に提出された「村差出帳面」に書かれていたとする。

- (21) 文久元年九月に鷹匠頭から出された上申書に書かれている(前掲、「遠州鷹打一卷」、尾一―一二八)。

- (22) 前掲、「遠州鷹打一卷」(尾一―一二八)。

- (23) 前掲、拙稿「尾張藩の鷹場と開発―伊勢国廣瀬野を事例に―」。

- (24) 前掲「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」(尾一―一二五)。以下、本一件については、基本的に同史料による。

- (25) 尾張藩の勘定奉行は、同藩の寛政の改革により勝手方・公事方・地方の三つから構成されることとなり、このうち公事方と地方は兼任をしていた(前掲、林董一「尾張藩公法史の研究」、三三三～三三五頁)。以下、本稿では、地方懸勘定奉行については、単に「勘定奉行」と表記し、勝手方については「勝手方勘定奉行」と表記することとする。
- (26) 下ケ札「イ」によれば、御使番格御鷹匠頭の吉田甚平・鷹匠頭横井猪右衛門以下、鷹匠組頭一名・鷹匠一名・鷹匠見習四名に加えて鷹稽古三人・御鷹場見廻者二人・徒目付一人が随行了したことが分かる。
- (27) 下ケ札「ロ」によれば、吉田甚平以下、鷹匠組頭一名・鷹匠頭手代一名に加えて、御鷹場見廻者一人・徒目付一人が随行了したことが分かる。
- (28) 下ケ札「ハ」には「本文下見分として私共初而被遣候、御評議にも候ハ、文政度遠州江見分相越候節之人数ニ而所江相越候様可仕候事」とある。
- (29) 前掲、「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」(尾一一二五)。
- (30) この巡見については、「勢州廣瀬野出張日記」として前掲の「勢州広瀬野等御巢鷹下シ一卷」(尾一一二五)の中に収められている。
- (31) この巡見については、万延元年申九月「遠州御鷹浜見分略記」として随行了した「御鷹場見廻者」である久米嘉助によつてまとめられている。前掲の「御鷹浜一卷」(尾一一二七)の中に収められている。
- (32) 前掲「遠州御鷹浜見分略記」においても、鮫嶋村の村役人に対し「今般鷹打ハ不取計御鷹濱見渡候付、相尋度義有之候間案内可致旨申談」という記述がみられる。見分の目的が鷹打ではなく、御鷹浜の調査であったことが裏付けられる。
- (33) これとはほぼ同じ内容である絵図に前掲の「遠州御鷹浜絵図」(図八五七)がある。この絵図に「○印境杭建場所」とあり、また付属する書付にも境杭を建てるにあたって他領主と折衝が行われたことが書かれている。こうしたことから、この絵図は、あとで述べる文久期の境杭構築にあたって作成されたものであることが分かる。
- (34) ただし、高記載がないとしても無高であるかどうかは分からないため、これは暫定的な数値である。
- (35) 前掲、「御鷹浜一卷」(尾一一二七)。
- (36) 前掲、「御鷹浜一卷」(尾一一二七)。
- (37) 前掲、「御鷹浜境杭一卷」(尾一一二六)。
- (38) 前掲、「御鷹浜境杭一卷」(尾一一二六)。
- (39) 鈴木為蔵は、万延元年九月から文久元年二月まで同役にあつた(前掲、「藩士名寄」第四四冊、三三三～三四コマ)。
- (40) 前掲、「御鷹浜境杭一卷」(尾一一二六)。
- (41) 山吹儀十郎は、安政五年二月より勝手方の勘定奉行を務めている(前掲、「藩士名寄」第二六冊、二五〇コマ)。
- (42) 前掲の万延元年申九月「遠州御鷹浜見分略記」では、汐除についての村役人への聞き取りの中で「今汐除申ハ五嶋新田之囲ひ堤ニ而元汐除ハ南江三町程相隔」と注記されている。
- (43) 前掲、「遠州御鷹浜墨引絵図」(図八五八)。
- (44) 前掲、「遠州御鷹浜絵図」(図八五七)・「遠州御鷹浜絵図」(図八五八)とも、汐除に沿つて天竜川の東側一本、西側に六本、天竜川中州(駒場村中之濱)に一本の合計一八本が図示されている。
- (45) 前掲の「遠州御鷹浜絵図」(図八五七)では、「○印境杭建場所」と説明が書かれ、その横に「従是東尾州鷹浜 江之嶋村西端シ」「従是西尾州鷹浜 中嶋村東端シ」「従是南尾州鷹浜 江之嶋中嶋村迄」と記されている。
- (46) この「三」において特に断りのないものは、全て前掲の「遠州鷹部屋鳩部屋一卷」(尾一一二九)による。
- (47) なお、「浜松市史二」(浜松市役所編集・発行、一九七一年、二七三頁)に「万延元年(一八六〇)西嶋村三郎右衛門は村内に御鷹山と御宿部屋普請を願ひ出ている(西島町「池田文書」)」とある。この記事も、御鷹浜に関わるものと推察されるが、出典となっている『池田文書』の所在を把握できなかったため、詳細は不明である。したがって、三郎右衛門が御鷹浜とどのように関わっているのか、またここにある御鷹山・御宿部屋がどのようなものを意味しているのかは今後の課題としたい。
- (48) 右筆部屋留記に書かれているとするが、どのような史料であるかは明らかでない。

(49) この時の評議は、次のように行われた。

- ← ① 鷹部屋再興について鷹匠頭から用人に対して上申(二印・二印)
- ← ② 勘定奉行から用人対して先の鷹匠頭の上申についての意見(三印)
- ← ③ 用人から鷹匠頭に対して、鷹部屋の現状や修復について下問(五印)
- ← ④ 鷹匠頭から用人に対して、鷹部屋の現状などについて答申(六印)
- ← ⑤ 用人から側用人に対して鷹部屋再興を是とする意見(四印)

⑥ 勘定奉行から側用人に対して、鷹部屋再興について意見(七印)

このように、用人が支配下の鷹匠頭との間で、下問・上申を行いつつ、勘定奉行の意見も受け入れている。そして最終的な結論を側用人に意見具申をしている。用人を中心として意見が形成されてゆく過程がよく分かる一件である。

(50) それでも、最終的に鷹部屋の再興が決定されなかったのは、鷹部屋がかつてそこにあつたとする根拠が薄弱であつたためである。他領主の反発を受けて撤回することになれば、藩の名誉にも関わる問題となるからであつた。本一件では、この後、御鷹浜守の兩名を名古屋に呼び出して吟味が行われているが、最終的な結論は記されていない。

(51) 前掲「覚(尾張殿御領地遠州御鷹浜村順書上)」(勤王誘引書類三八二)。

